

7. 実施すべき特定事業とその他の事業

重点整備地区において、バリアフリー化に向けて公共交通事業者、施設管理者等が取り組むべき事業は次のとおりです。

各事業は、基本構想に基づき、特定事業者が作成する特定事業計画により、具体的な実施内容などが定められることとなります。

(1) 公共交通特定事業

ア. 西日本旅客鉄道㈱

(ア) 新幹線

- ・ 2階柵外コンコースへの昇降設備（エレベーター、エスカレーター）の設置
- ・ 各ホームへの昇降設備（エレベーター）の設置
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの改良
- ・ 障害者対応トイレの改良

(イ) 在来線

- ・ 跨線橋から各ホームへの昇降設備（エレベーター、エスカレーター）の設置
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの改良
- ・ 障害者対応トイレの改良

(ウ) その他

- ・ 社員のバリアフリーに対する教育・訓練

イ. 広島電鉄㈱

- ・ 低床車両の導入
- ・ 社員のバリアフリーに対する教育・訓練

ウ. バス事業者

- ・ 低床車両の導入
- ・ 社員のバリアフリーに対する教育・訓練

(2) 交通安全特定事業

公安委員会

- ・ 特定経路のバリアフリー化に資する信号機の改良・高度化
- ・ 特定経路上の違法駐車行為の取締り強化及び防止のための広報活動・啓発活動等の実施
- ・ 特定経路上の高齢者、身体障害者等が安全に通行するために必要な交通規制の実施及び道路標識・道路標示の大型化・高輝度化等

(3) 道路特定事業

広島市

- ・ 愛宕踏切へエレベーター付の跨線橋を設置
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良
- ・ 歩車道境界・路面の段差や凹凸、勾配等の改良

(4)その他の事業

(ア)駅前地下広場

- ・階段の滑り止めの改善
- ・案内表示の改善

(イ)駅前広場

- ・南口のＪＲ駅舎と路面電車、バス、タクシーの乗降場とを結ぶ上屋の設置
- ・視覚障害者誘導用ブロックの改良

(ウ)地下自由通路

- ・視覚障害者誘導用ブロックを両側へ２列設置（行き違いの円滑化）
- ・歩行部分と側溝との段差の解消
- ・階段、スロープの手すりの改良

(エ)歩道等

- ・自転車等放置規制区域内の放置自転車の撤去及び特定経路上の放置自転車を防止するための広報活動・啓発活動等の実施
- ・特定経路上の看板等の不法占拠を防止するための広報活動・啓発活動等の実施